

○二本松市開発工事の検査に関する要綱

平成 27 年 3 月 25 日告示第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定により開発許可をした開発行為に関する工事（以下「工事」という。）の検査手続等について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第 2 条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査、再検査及び立入検査とする。

2 中間検査とは、工事の中途において実施する検査をいう。

3 完了検査とは、法第 36 条第 2 項の規定による検査をいう。

4 再検査とは、完了検査の結果、当該工事が開発許可の内容に適合しないものとして、工事の手直し等必要な措置を講じるよう求めた工事の完了後に行う検査をいう。

5 立入検査とは、法第 82 条第 1 項の規定による検査をいう。

(検査の方法)

第 3 条 前条の検査は、当該工事が開発許可の内容に適合しているものか否かを判定するために行う。

2 当該工事により設置される公共施設（法第 4 条第 13 項に規定する公共施設をいう。）の検査については、当該公共施設を管理することとなるものの定める検査の方法により行う。

(検査員)

第 4 条 検査員は、建設部都市計画課の職員とする。ただし、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により建設部都市計画課の職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、建設部都市計画課の職員以外の二本松市の職員、又は二本松市の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。

2 建設部長は、前項の職員のうち技術職員であるものの中から、検査ごとに検査員を指定するものとする。ただし、二本松市の職員以外の者に委託する場合は、この限りでない。

(検査日時等の通知)

第 5 条 第 2 条の検査を実施しようとするときは、当該開発許可を受けた者に対し、工事検査通知書（第 1 号様式）により、検査の日時等を通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者が了承している場合は、文書によらないことができる。

(検査立会人)

第 6 条 市長は、工事の検査に必要があると認めるときは、法第 32 条の規定による公共施設の管理者（管理することとなる者を含む。以下「検査立会人」という。）に、検査

の立会を求めることができる。

- 2 検査員は、検査立会人に対して当該工事の検査の内容について意見を求めることができる。
- 3 第1項の検査の立会を求めるときは、原則として開発行為に関する工事検査立会依頼書（第2号様式）により依頼するものとする。

（検査の内容）

第7条 第3条の工事が許可の内容に適合しているものか否かを判定するために行う検査の方法は、次の事項について行う。

- (1) 完了検査は、開発区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に測定するものとし、完了検査の基準については、別表第1に掲げる事項とする。ただし、将来、災害又は公害が発生し周辺の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると検査員が判断したときは、完了検査の基準に係わず是正を命じることができる。
 - (2) 中間検査は、宅地の安全に密接な関連のある工種の間接工程における施工管理の状況、品質管理状況及び施工地区周辺との関連を把握することを目的とし、重点検査事項については、別表第2に掲げる事項とする。
 - (3) 品質管理について、完了検査時においては、別表第3に掲げる製品の種類ごとに必要な書類等を整備しておくものとする。
- なお、完了届には、検査員と協議の上、必要書類を添付すること。ただし、公共施設の管理者の検査が終了しているものについては、原則として添付する必要はない。
- (4) 前2号の検査の際基礎工事等工事の進捗により検査時に明視できない工事部分については、工事写真により行う。この場合、工事施工者は、別表第4に掲げる撮影種目ごとの工事写真を整備しておかなければならない。
 - (5) 前号の工事写真を整備する場合の撮影基準は、次のアからエによるものとする。

ア 撮影された写真が状況、場所、時期、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫する。

イ 写真の目的を明確にするため必要な事項を記入した小黒板を写し込む。

ウ 小黒板は、縦45センチメートル横30センチメートルの長方形とし、次の事項を記入する。（工事名、工種、位置、設計寸法、実測寸法、略図）

エ 写真は、縦9センチメートル横6センチメートルの長方形の大きさを標準とする。ただし、必要によりサービス版又はつなぎの写真とすることができる。

- (6) 第4号の工事写真は、次のアからエの方法により管理するものとする。

ア 工事写真は工種、種別及び細別ごと、並びに施工順に応じて整理する。

イ 提出用の工事写真を貼付する台紙の大きさは原則A4判とする。

ウ 提出用の工事写真を綴り込む場合の表紙には、工事名、工事箇所、着工年月日、竣工年月日、写真全枚数及び施工者名を記入する。

二本松市開発工事の検査に関する要綱

エ 提出用の工事写真の整理は、初めに竣工写真を、次に着工前写真を貼付し、対照できるようにする。

(7) 第4号の工事写真を現像焼付けした後に目的どおりの撮影でない場合には、速やかに撮り直しを行うものとする。ただし、再撮影不可能のものや撮り落とした場合は、直ちに市に報告し、その対応についての指示を受けるものとする。

2 前項により行う検査は、工事検査チェックリスト（第3号様式）により整理する。

（工事の手直し等の指示）

第8条 検査員は、前条の検査の結果、設計と相違する箇所を発見した場合は、工事手直し指示書（第4号様式）により工事の是正を命じる。ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

2 前項の工事の手直しを指示するときは、法第36条第2項に規定する検査済証を交付できない旨を併せて通知するものとする。

（検査結果の報告）

第9条 検査員は、第2条の検査を実施したときは、遅滞なく市長に検査報告書（第5号様式）に工事検査チェックリストを添えて報告しなければならない。

（手直し工事の完了届）

第10条 開発許可を受けた者は、第8条第1項の手直しを指示された工事が完了したときは、手直し工事完了届出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の手直し工事完了届に関する工事の検査については、第3条から前条までの規定を準用する。

（工事完了検査済証及び工事完了の公告）

第11条 市長は、当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、法第36条第2項に規定する検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

2 市長は、前項の検査済証を交付したときは、開発行為に関する工事完了公告（第7号様式）を二本松市公告式条例（平成17年二本松市条例第3号）第2条に定める方法により公告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

検査箇所		内容
開発区域の位置、区域、区画、面積		開発許可に係る位置、区域が申請どおりであるか、境界の辺長を確認
		土地利用計画図どおりに公共施設及びその他の区画の配置形成が適正であるか、また、それぞれ面積は確保されているか、境界の辺長を確認
		街区の造成勾配（街区内の最高点と最低点との間の勾配）及び向傾斜は適当か
整地		宅地又は公共施設（公園等）において、地盤に極端な落ち込み等がないか
		造成高及び排水勾配がとれているか確認
盛土		地山の排水処理状況確認（基礎地盤の伐除根処理含む）
		締め固め、段切り等の施工状況を確認
法面		法勾配、犬走り及びはらみ等を確認
		法面の種子吹付けの活着及び発芽状況、張芝の活着状況を確認
		湧水による浸食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認
擁壁共通		使用材料の材質、規格、寸法を確認（二次製品は設計のものを用いているか）
		天端幅、基礎高、根入れ、地上高、積み方等を確認
		土圧によるはらみ、不良地盤による沈下、亀裂、傾き、クラック等が発生していないか確認
		現場打ち擁壁で規模の大きいものは、シュミットハンマーで強度を測定
		配筋の状況が管理写真では、不明である場合、最小限必要な面積分、擁壁表面をはつたうえで確認
石積（張）、ブロック積（張）工	法長	原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－5cm以内
		石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
	法勾配	適宜測定し、許容範囲は－0.5分以内、＋緩は検査員の判定による。

二本松市開発工事の検査に関する要綱

	胴、裏コンクリート	1箇所／300㎡で測定し、許容範囲は-2cm（300㎡未満の場合は1箇所）
	裏込礫	裏込めコンクリート及び裏込め栗石（碎石）の充填状況を確認
	伸縮目地、水抜穴	伸縮目地、水抜穴の配置及び詰まりの有無を確認
擁壁コンクリート	法長	原則としては法長変化点で主として根入長を測定、根入深さの許容範囲は、-5cm以内、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
	法勾配	適宜測定し、許容範囲は-0.5分以内、+緩は検査員の判定による。
	天端幅、敷幅	適宜測定し、許容範囲は天端幅で±2cm、敷幅で±2cm
道路	道路構造	申請どおりの道路形状（延長、幅員、線形、隅切り、転回広場、待避所、避難通路、交差点間隔、屈曲部直線距離等）に施工されているか
		付属施設が、各種関係機関の指示どおりに設置されているか
	敷砂利	最低2箇所程度で測定し、許容範囲は敷砂利の厚さの-3cm以内、転圧は検査員の判定とする。
	防塵処理及び表面処理舗装	十分転圧してあり、浮石がなく、処理材が一様に散布してあること。滑り止め舗装の施工状況
	簡易舗装、アスファルト舗装	路盤工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの-10%以内
		表層工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの-10%以内
		平坦性及び線形は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。 縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状、粒度、不陸、亀裂等の有無
幅員	適宜測定し、許容範囲は-2.5cm（建築確認に支障がある場合を除く。）	
側溝	側溝高の確認、排水勾配がとれているか確認	

二本松市開発工事の検査に関する要綱

		<p>底盤厚、蓋受部の不陸を確認</p> <p>規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠柵の取付状態、舗装面とのすりつけ、グレーチング間隔等を確認</p> <p>各集水柵は確実につながっているか（もしくは閉塞すべきは閉塞してあるか）</p>
橋梁		<p>基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認</p> <p>コンクリートの品質は、品質管理試験資料又はテストハンマーで確認</p> <p>伸縮継手、支承部の取付状況を確認</p> <p>排水管、その他付属部の取付状況を確認</p>
管渠	管渠	<p>材料、規格寸法を確認</p> <p>管底高及び土被りの状況を確認</p> <p>勾配、通り及び管内清掃状況を確認</p> <p>埋戻し、突固めの状態を確認</p>
	マンホール、柵	<p>材料、規格寸法、形状、位置、個数を確認</p> <p>仕上げ高及び深さを確認</p> <p>内部仕上がり状況を確認</p> <p>足掛金具の取付位置の良否を確認</p> <p>埋め戻し及び周辺地盤とのなじみ具合を確認</p>
防災施設等		<p>調整池等の防災施設及び外周施設については、特に十分な確認</p> <p>オリフィスの大きさ、敷高を確認</p> <p>消防施設の配置を確認</p>
公園		<p>公園施設（遊具、便益、植栽、園路、出入口、標識）の配置を確認</p>
その他		<p>ごみ収集施設の配置を確認</p> <p>給水施設の施工状況を確認</p> <p>掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は、確認寸法を撮影し、保管する</p> <p>施工方法の適否を確認</p> <p>工程管理の状況を確認</p> <p>現場の整理及び安全管理を確認</p>

二本松市開発工事の検査に関する要綱

	提出書類の整備状況を確認
	通行者、周辺住民等に対する安全確保の処置を確認
	その他開発事業者、施工業者の義務履行を確認

別表第2（第7条関係）

重点検査事項		内容	
施工管理	盛土、切土	沈下又は崩壊が生じないように締め固め又は段切り等が設計に基づき適切に実施されているか	
		切取法長と小段の設置、法面保護の適否	
	石積、ブロック積工	法長、法勾配	根入深さの掘削及び写真判定
		胴、裏込コンクリート	1箇所／300㎡ごとに抜取し、充填状況や品質の確認。（300㎡未満の場合は1箇所）
		裏込礫	透水層としての質量、機能の確認（土砂の混入、礫の粒径その他）
		水抜穴	寸法、数量及び設置状況の確認（在石使用は品質、空石積は施工状況も確認）
	擁壁工	石積工に準じた確認方法で行う外さく孔注水及び強度試験（テストハンマー等）	
	管渠工	接合、マンホール等の取付部及び縦断勾配を確認 埋設深度、埋戻しの適否の確認	
	側溝工	敷圧及び溝蓋受部の不陸等について確認	
	コンクリート柵工	線形、支柱頭部の損傷の有無（両岸施工の際は柵工杭間隔の確認）	
路盤工	縦横断勾配、骨材、結合材の品質、形状、粒度、路盤の厚さ不陸、亀裂等の適否の確認		
橋梁		基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等の確認	
		コンクリートの品質は、管理試験資料又はテストハンマー等で確認	
		伸縮継手、支承部、排水管、その他附属部の取付状況の確認	
防災調整池等	床堀寸法、放流管施設状況、盛土のまき出し厚さ及び転圧状況の確認		
現場管理		土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認	
		進入路、材料運搬道路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認	

別表第3（第7条関係）

製品の種類		必要な書類等
レディーミ クストコン クリート	J I S 表示許 可工場の製品 使用の場合	J I S 表示許可書の写し 配合報告書 配合計算書 骨材試験成績書 アルカリ骨材反応性試験成績表
	J I S 表示許 可工場以外の 製品使用の場 合	プラント施設概要書 計量器の検定済証明書 品質管理データ 配合報告書 配合計算書 アルカリ骨材反応性試験成績表 セメントの品質証明書
コンクリート		コンクリート強度試験成績報告書 コンクリート強度管理表 気温及びコンクリート打設記録表 コンクリート中の塩化物含有量測定表
その他		アスファルトコンクリート配合報告書 路盤材承認願 鋼材検査証明書 品質規格証明書（コンクリートブロック） 二次製品等承認図書（グレーチング、マンホール、 ガードレール等）

別表第4（第7条関係）

撮影種目			
工事 状況 写真	工事着手前写真		
	工事 施工 中の 写真	施工 状況 写真	給水施設（給水管の布設状況、埋め戻し状況）
			汚水、雑排水処理施設（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）
			雨水排水管（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）
			貯留浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕、透水シート、フィルター層、砕石、トレンチ等の施工状況〔出来形の状況 幅×長さ×深さ〕）
			浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 透水シート、砕石トレンチ等、フィルター層、入れ替え層の施工状況〔保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真〕）
			調整池（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 オリフィス、余水吐きの大きさ（保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真）
			切土工事（切土厚の測定状況、地滑り抑止ぐい等の設置状況）
			盛土工事（切株、雑草及び腐しよく土の除去状況、盛土厚の確定状況、段切りの施工状況〔地盤勾配20%以上、高さ2 m以上の場合〕、転圧状況及び地滑り抑止ぐい等の設置状況、地下排水溝の施工状況〔地下浸透水が生じる場合〕）
			擁壁（根伐り底の状況、地業〔杭（材種、長さ、径、継手等）、地盤改良、土の入れ替え等〕の状況、基礎、止水コンクリート（厚さ5 cm以上）、裏込砕石の施工状況〔全面施工、厚さ、材料〕、水抜きを設置状況、二次製品の施工状況〔寸法等〕）
			鉄筋コンクリート造擁壁（配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、鉄筋のかぶり〔4 cm以上、底盤は6 cm以上〕、型枠の施工状況）
			間知石練積み造その他練積み造擁壁（擁壁の下端部分の施工状況〔下端部の厚さ〕、控え長さ〔30 cm以上〕の確認、胴込及び裏込コンクリートの施工状況）
			防火水槽（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 根伐り底の状況、地業〔杭、地盤改良、土の入れ替え、転圧状況等〕の状況、配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、出来形の確認〔内法寸法40 m ³ 以上〕、既製品ラベル等の確認、水張りの状況）

二本松市開発工事の検査に関する要綱

	<p>道路工事（道路側溝等の施工状況、道路の舗装状況、〔下層路盤、上層路盤の材料、厚さと転圧状況、舗装仕上げの厚さの確認〕）</p> <p>検品写真</p> <p>品質確認写真</p> <p>計画と現地との不一致の写真</p> <p>その他施工中の写真</p>
	<p>工事中の安全管理関係写真</p> <p>工事完成後写真</p>
出来形管理用写真	<p>石積（張）工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管（函）渠工等の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの</p> <p>トンネル支保工（埋設）建込間隔、防水工覆工厚、排水竪工、しゃ水膜、集水桝、インバート巻厚の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの</p> <p>抗門工、水門、ひ門、ひ管、床固め、せき橋台、橋脚等の出来形寸法及び井筒その他基礎工で完成後明視できなくなるもの</p> <p>床堀、置換工、段切り、まき出し厚、表土厚、地盤線の変化点等における寸法</p> <p>路盤工の厚さ、のり覆工、根固工、のり留工等の基礎又はコンクリート等で完成後明視できなくなるもの</p> <p>コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の位置、組立寸法</p> <p>その他のもので完成後明視できなくなるもの</p>
	<p>被災前の写真（上記の各種目の写真と兼用できる。）</p> <p>被災中の写真</p> <p>被災後の全ぼう写真及び部分写真</p> <p>復旧工事に関する写真（工事状況写真及び出来形管理用写真）</p>

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

二本松市長

印

工事完了検査通知書

都市計画法（第36条第2項・法第82条第1項）の規定により、下記のとおり検査を実施します。

記

- 1 検査の日時
- 2 検査対象の開発区域の名称
- 3 検査の種類
- 4 参集者 開発許可を受けた者
工事施工者
設計者
- 5 参集場所
- 6 準備するもの
- 7 その他 代理出席する場合には、委任状を用意してください。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

二本松市長

印

開発行為に関する工事検査立会依頼書

このことについて、下記のとおり検査を実施しますので、立会いをお願いします。

記

- 1 検査の日時
- 2 検査対象の開発区域
- 3 検査の種類
- 4 参集場所

第3号様式（第7条関係）

（1面）

工事検査チェックリスト

検査箇所	設計内容	検査結果	検査の基準	適否
開発区域 の位置、 区域、区 画、面積			開発許可に係る位置、区域が申請どおりであるか、境界の辺長を確認	
			土地利用計画図どおりに公共施設及びその他の区画の配置形成が適正であるか、また、それぞれ面積は確保されているか、境界の辺長を確認	
			街区の造成勾配（街区内の最高点と最低点との間の勾配）及び向傾斜は適当か	
整地			宅地又は公共施設（公園等）において、地盤に極端な落ち込み等がないか	
			造成高及び排水勾配がとれているか確認	
盛土			地山の排水処理状況確認（基礎地盤の伐開除根処理含む）	
			締め固め、段切り等の施工状況を確認	
法面			法勾配、犬走り及びはらみ等を確認	
			法面の種子吹付けの活着及び発芽状況、張芝の活着状況を確認	
			湧水による浸食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認	
擁壁共通			使用材料の材質、規格、寸法を確認（二次製品は設計のものを用いているか）	
			天端幅、基礎高、根入れ、地上高、積み方等を確認	
			土圧によるはらみ、不良地盤による沈下、亀裂、傾き、クラック等が発生していないか確認	
			現場打ち擁壁で規模の大きいものは、シュミットハンマーで強度を測定	
			配筋の状況が管理写真では、不明である場合、最小限必要な面積分、擁壁表面をはつったうえで確認	

(2面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
石積(張)、ブロック積(張)工	法長			原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は-5cm以内	
				石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。	
	法勾配			適宜測定し、許容範囲は-0.5分以内、+緩は検査員の判定による。	
	胴、裏コンクリート			1箇所/300㎡で測定し、許容範囲は-2cm(300㎡未満の場合は1箇所)	
	裏込礫			裏込めコンクリート及び裏込め栗石(碎石)の充填状況を確認	
	伸縮目地、水抜穴			伸縮目地、水抜穴の配置及び詰まりの有無を確認	
擁壁コンクリート	法長			原則としては法長変化点で主として根入長を測定、根入深さの許容範囲は、-5cm以内、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。	
	法勾配			適宜測定し、許容範囲は-0.5分以内、+緩は検査員の判定による。	
	天端幅、敷幅			適宜測定し、許容範囲は天端幅で±2cm、敷幅で±2cm	

(3面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
道路	道路構造			申請どおりの道路形状（延長、幅員、線形、隅切り、転回広場、待避所、避難通路、交差点間隔、屈曲部直線距離等）に施工されているか	
				付属施設が、各種関係機関の指示どおりに設置されているか	
	敷砂利			最低2箇所程度で測定し、許容範囲は敷砂利の厚さの-3cm以内、転圧は検査員の判定とする。	
	防塵処理及び表面処理舗装			十分転圧してあり、浮石がなく、処理材が一様に散布してあること。滑り止め舗装の施工状況	
	簡易舗装、アスファルト舗装			路盤工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの-10%以内	
				表層工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの-10%以内	
				平坦性及び線形は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。	
				縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状、粒度、不陸、亀裂等の有無	
	幅員			適宜測定し、許容範囲は-2.5cm（建築確認に支障がある場合を除く。）	

(4面)

検査箇所	設計内容	検査結果	検査の基準	適否
側溝			側溝高の確認、排水勾配がとれているか確認	
			底盤厚、蓋受部の不陸を確認	
			規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠柵の取付状態、舗装面とのすりつけ、グレーチング間隔等を確認	
			各集水柵は確実に繋がっているか（もしくは閉塞すべきは閉塞してあるか）	
橋梁			基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認	
			コンクリートの品質は、品質管理試験資料又はテストハンマーで確認	
			伸縮継手、支承部の取付状況を確認	
			排水管、その他付属部の取付状況を確認	
管渠	管渠		材料、規格寸法を確認	
			管底高及び土被りの状況を確認	
			勾配、通り及び管内清掃状況を確認	
			埋戻し、突固めの状態を確認	
	マンホール、柵		材料、規格寸法、形状、位置、個数を確認	
			仕上げ高及び深さを確認	
			内部仕上がり状況を確認	
			足掛金具の取付位置の良否を確認	
			埋め戻し及び周辺地盤とのなじみ具合を確認	
防災施設等			調整池等の防災施設及び外周施設については、特に十分な確認	
			オリフィスの大きさ、敷高を確認	
			消防施設の配置を確認	

(5面)

検査箇所	設計内容	検査結果	検査の基準	適否
公園			公園施設（遊具、便益、植栽、園路、出入口、標識）の配置を確認	
その他			ごみ収集施設の配置を確認	
			給水施設の施工状況を確認	
			掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は、確認寸法を撮影し、保管する	
			施工方法の適否を確認	
			工程管理の状況を確認	
			現場の整理及び安全管理を確認	
			提出書類の整備状況を確認	
			通行者、周辺住民等に対する安全確保の処置を確認	
		その他開発事業者、施工業者の義務履行を確認		

(6面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
施工管理	盛土、切土			沈下又は崩壊が生じないように締め固め又は段切り等が設計に基づき適切に実施されているか否か。	
				切取法長と小段の設置、法面保護の適否	
石積、ブロック積工	法長、法勾配			根入深さの掘削及び写真判定	
	胴、裏込コンクリート			1箇所／300㎡ごとに抜取し、充填状況や品質の確認。 (300㎡未満の場合は1箇所)	
	裏込礫			透水層としての質量、機能の確認(土砂の混入、礫の粒径その他)	
	水抜穴			寸法、数量及び設置状況の確認(在石使用は品質、空石積は施工状況も確認)	
擁壁工				石積工に準じた確認方法で行う外さく孔注水及び強度試験(テストハンマー等)	
管渠工				接合、マンホール等の取付部及び縦断勾配を確認 埋設深度、埋戻しの確認	
側溝工				敷圧及び溝蓋受部の不陸等について確認	
コンクリート柵工				線形、支柱頭部の損傷の有無 (両岸施工の際は柵工杭間隔の確認)	
路盤工				縦横断勾配、骨材、結合材の品質、形状、粒度、路盤の厚さ不陸、亀裂等の適否の確認	

(7面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
施工管理	橋梁			基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等の確認	
				コンクリートの品質は、管理試験資料又はテストハンマー等で確認	
				伸縮継手、支承部、排水管、その他附属部の取付状況の確認	
	防災調整池等			床塀寸法、放流管施設状況、盛土のまき出し厚さ及び転圧状況の確認	
現場管理				土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認	
				進入路、材料運搬道路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認	

(8面)

検査箇所			適否
品質管理	製品の種類	添付書類	
	レディ ミック ストコ ンクリ ート	J I S 表示許 可工場の製品 使用の場合 J I S 表示許 可工場以外の 製品使用の場 合	J I S 表示許可書の写し 配合報告書 配合計算書 骨材試験成績書 アルカリ骨材反応性試験成績表 プラント施設概要書 計量器の検定済証明書 品質管理データ 配合報告書 配合計算書 アルカリ骨材反応性試験成績表 セメントの品質証明書
	コンクリート	コンクリート強度試験成績報告書 コンクリート強度管理表 気温及びコンクリート打設記録表 コンクリート中の塩化物含有量測定表	
	その他	アスファルトコンクリート配合報告書 路盤材承認願 鋼材検査証明書 品質規格証明書 (コンクリートブロック) 二次製品等承認図書 (グレーチング、マンホール、ガードレール等)	

(9面)

		撮影種目	適否	
工事 状況 写真	工事着手前写真			
	工事 施工 中の 写真	施工 状況 写真	給水施設（給水管の布設状況、埋め戻し状況）	
			汚水、雑排水処理施設（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）	
			雨水排水管（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）	
			貯留浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕、透水シート、フィルター層、砕石、トレンチ等の施工状況〔出来形の状況 幅×長さ×深さ〕）	
			浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕、透水シート、砕石トレンチ等、フィルター層、入れ替え層の施工状況〔保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真〕）	
			調整池（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕オリフィス、余水吐きの大きさ（保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真）	
			切土工事（切土厚の測定状況、地滑り抑止ぐい等の設置状況）	
			盛土工事（切株、雑草及び腐しよく土の除去状況、盛土厚の確定状況、段切りの施工状況〔地盤勾配20%以上、高さ2 m以上の場合〕、転圧状況及び地滑り抑止ぐい等の設置状況、地下排水溝の施工状況〔地下浸透水が生じる場合〕）	
			擁壁（根伐り底の状況、地業〔杭（材種、長さ、径、継手等）、地盤改良、土の入れ替え等〕の状況、基礎、止水コンクリート（厚さ5 cm以上）、裏込砕石の施工状況〔全面施工、厚さ、材料〕、水抜き設置状況、二次製品の施工状況〔寸法等〕）	
	鉄筋コンクリート造擁壁（配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、鉄筋のかぶり〔4 cm以上、底盤は6 cm以上〕、型枠の施工状況）			
	間知石練積み造その他練積み造擁壁（擁壁の下端部分の施工状況〔下端部の厚さ〕、控え長さ〔30 cm以上〕の確認、胴込及び裏込コンクリートの施工状況）			

(1 0 面)

撮影種目			適否
工事状況写真	工事施工中の写真	防火水槽（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×高さ〕根伐り底の状況、地業〔杭、地盤改良、土の入れ替え、転圧状況等〕の状況、配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、出来形の確認〔内法寸法40㎡以上〕、既製品ラベル等の確認、水張りの状況)	
		道路工事（道路側溝等の施工状況、道路の舗装状況、〔下層路盤、上層路盤の材料、厚さと転圧状況、舗装仕上げの厚さの確認〕)	
	検品写真		
	品質確認写真		
	計画と現地との不一致の写真		
	その他施工中の写真		
	工事中の安全管理関係写真		
工事完成後写真			
出来形管理用写真	石積（張）工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管（函）渠工等の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの		
	トンネル支保工（埋設）建込間隔、防水工覆工厚、排水豎工、しゃ水膜、集水柵、インバート巻厚の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの		
	抗門工、水門、ひ門、ひ管、床固め、せき橋台、橋脚等の出来形寸法及び井筒その他基礎工で完成後明視できなくなるもの		
	床堀、置換工、段切り、まき出し厚、表土厚、地盤線の変化点等における寸法		
	路盤工の厚さ、のり覆工、根固工、のり留工等の基礎又はコンクリート等で完成後明視できなくなるもの		
	コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の位置、組立寸法		
	その他のもので完成後明視できなくなるもの		
災害写真	被災前の写真（上記の各種目の写真と兼用できる。）		
	被災中の写真		
	被災後の全ぼう写真及び被災後の部分写真		
	復旧工事に関する写真（工事状況写真及び出来形管理用写真）		

第4号様式（第8条関係）

工事手直し指示書

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印
(検査員)

年 月 日に実施した検査の結果、下記のとおり工事の手直しを指示します。

記

開発許可年月日及び番号	
開発区域に含まれる地域の名称	
工事期間	年 月 日着手 年 月 日完了
開発者	
設計者	
工事施工者	
検査立会人	
手直し箇所	
指示事項	
手直し期限	
手直し完了後の検査	(実地検査 ・ 書類検査) により行う。

注意 手直し工事が完了したときは、別添手直し工事完了届により届け出てください。

なお、検査に合格するまでは、検査済証が交付できません。

また、この指示に従わないときは、都市計画法第81条に規定する監督処分として是正命令を行うことがあります。

検査報告書

開発許可年月日及び番号		
完了届出の受付年月日		
検査の種類		
検査日時		
検査立会人	許可受人	
	工事施工者	
	設計者	
	検査立会人	
	検査員	

1 開発行為の内容

開発区域に含まれる地域の名称及び面積	(m ²)
開発許可を受けた者の住所氏名	
工事施工者の住所氏名	

2 検査所見

--

(裏面)

3 手直し指示事項等

手直し箇所	指示事項	結果
手直し期限		
手直し完了後の検査	(実地検査 ・ 書類検査) により行う。	

4 判定

合 格 ・ 不 合 格
備考

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員

印

第6号様式（第10条関係）

手直し工事完了届出書

年 月 日

二本松市長

住所（所在地）

届出者 氏名

（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で指示のあった工事の手直しについて、
工事を完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 手直し工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

3 手直し箇所及び措置内容

※受付番号	年 月 日 第 号
※再検査年月日	年 月 日
※再検査結果	合 格 ・ 不 合 格
※検査済通知番号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日 第 号

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 手直し箇所を表示した平面図並びに手直し前及び手直し後の写真を添付すること。

第7号様式（第11条関係）

公告第 号

開発行為に関する工事完了公告

下記の開発行為に関する工事は 年 月 日に実施した検査の結果、完了していると認められるので、都市計画法第36条第3項の規定により公告する。

年 月 日

二本松市長 印

記

開発許可番号	年 月 日 第 号	
開発区域又は工区に含まれる地域の名称		
開発許可を受けた者の住所氏名		
公共施設	種類	
	位置	
	区域	
備考		

(参考) 開発登録簿の閲覧場所：二本松市建設部都市計画課